



京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
 発行所 京都府
 政策法務課
 電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
 印刷所 中西印刷株式会社
 電話 (075) 441-3155

目次

告 示	ページ
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更の許可申請の概要	(山城北保健所) 869
○救急病院である旨の告示	(医療課) 872
公 告	
○一般競争入札の実施	(入札課) 873
○	(医療課) 880
監査委員	
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧	(京都林務事務所、中丹広域振興局) 883
○都市計画駐車場の変更に係る図書の写しの縦覧	(中丹東土木事務所) 886
○都市計画法に基づく工事完了	(建築指導課) ページ
○監査の結果の公表	ページ

告 示

京都府告示第605号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったが、その概要は次の1のとおりである。

なお、同条第3項の規定において準用する第5条第4項の規定により、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年12月19日

京都府知事 西脇 隆俊

1 申請の概要

(1) 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

名称 株式会社イトーキ

所在地 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

代表者 代表取締役 湊 宏司

(2) 工場の名称及び所在地

名称 株式会社イトーキ生産本部関西工場

所在地 八幡市戸津中代46番1

(3) 特定施設に関する事項

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第65号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設1基

(4) 変更しようとする事項の変更前及び変更後の内容

ア 特定施設に関する事項

(ア) 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

(イ) 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量

別表2のとおり

イ 汚水等の処理施設に関する事項

- (ア) 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表3のとおり

- (イ) 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

別表3のとおり

- (ウ) 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表3のとおり

- (エ) 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

並びに当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量

別表4のとおり

- ウ 排水口における排出水の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該排出水の一日当たりの通常の量及び最大の量

別表5のとおり

2 縦覧等の期間及び場所

(1) 期間

令和7年12月19日から令和8年1月9日まで

(2) 場所

関係書類を京都府山城北保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。

なお、八幡市役所においてその書類を閲覧することができる。

別表1

項目 区分	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間
変更前	8時30分から18時30分までのうち9時間
変更後	8時30分から17時30分までのうち8時間

別表2

項目 区分	汚水等の汚染状態の値									汚水等 の量	
	pH	BOD	COD	浮遊物質 量	窒素	りん 燐	油分	溶解性鉄	亜鉛		
変更前	通常	7~9	mg/L 10	mg/L 20	mg/L 20	mg/L 5	mg/L 25	mg/L 15	mg/L 4	mg/L 0.05	m³/日 54
	最大	7~9	25	30	50	15	35	25	8	0.05	84
変更後	通常	8.9~10.0	15	30	30	変更なし	0.5	変更なし			48
	最大	8.9~10.0	30	50	80	30	3				73.8

別表3

区分 項目	変更前	変更後
種類	凝集加圧浮上装置	活性炭フィルター方式
構造	鉄製	鉄製
能力	30 t／時	6 t／時
処理の方法	凝集加圧浮上処理	活性炭吸着
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	9時30分から17時30分までのうち7時間	8時30分から17時30分までのうち8時間
着手予定年月日	—	法第8条第1項の許可のあった日
完成予定年月日	—	着工の日から14日後
使用開始予定年月日	—	完成の日から1日後

別表4

区分		汚水等の汚染状態の値									汚水等の量		
		pH	BOD	COD	浮遊物質質量	窒素	りん 磷	油分	溶解性鉄	亜鉛			
汚水処理施設	変更前	通常	処理前	7~9	mg/L 10	mg/L 20	mg/L 20	mg/L 5	mg/L 25	mg/L 15	mg/L 4	mg/L 0.05	m³/日 87
			処理後	6~8	2	4	7	1	1	1	0.5	0.05	87
	最大		処理前	7~9	25	30	50	15	35	25	8	0.05	136
			処理後	6~8	5	15	30	2	2	5	5	0.1	136
	変更後	通常	処理前	8.9~ 10.0	15	30	30	0.5	変更なし	変更なし	48	73.8	
			処理後	5.8~ 8.6	6.2	10	変更なし				48		
	最大		処理前	8.9~ 10.0	30	50	80	30	3		73.8		
			処理後	5.8~ 8.6	25	30	変更なし	3	1		73.8		

別表5

項目 区分		汚水等の汚染状態の値									汚水等 の量		
		pH	BOD	COD	浮遊物質 量	窒素	磷	油分	溶解性鉄	亜鉛			
変更前	No. 1 排水口	通常	mg/L 6~8	mg/L 3	mg/L 4	mg/L 7	mg/L 2	mg/L 1	mg/L 2	mg/L 0.5	CFU/mL 480	m³/日 120	
		最大	mg/L 6~8	mg/L 20	mg/L 20	mg/L 25	mg/L 4	mg/L 2	mg/L 5	mg/L 0.1	CFU/mL 800	m³/日 179	
	No. 2 排水口	通常	mg/L 6~8	mg/L 1	mg/L 1	mg/L 5	mg/L 1	mg/L 1	0.3未満	0.05	—	80	
		最大	mg/L 6~8	mg/L 10	mg/L 10	mg/L 10	mg/L 2	mg/L 2	mg/L 3	0.3未満	0.1	—	100
	No. 3 排水口	通常	mg/L 6~8	mg/L 34	mg/L 43	mg/L 30	mg/L 25	mg/L 3	mg/L 15	0.3未満	0.05	480	3.5
		最大	mg/L 6~8	mg/L 50	mg/L 80	mg/L 45	mg/L 45	mg/L 7	mg/L 20	0.3未満	0.1	800	5
	No. 4、5、 6、7、8、 9、10 排水口		雨水専用										
	No. 1 排水口	通常	5.8~ 8.6	7	10	8	3	0.3	1		28	51	
		最大	5.8~ 8.6	26	30	30	5	1.3			31	76.8	
変更後	No. 2 排水口	通常	変更なし										
		最大											
	No. 3 排水口	通常	15		15		1		3				
		最大	40		40								
	No. 4、5、 6、7、8、 9、10 排水口												



京都府告示第606号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和7年12月19日

京都府知事 西脇 隆俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認定期限
医療法人啓信会 京都きづ川病院	城陽市平川西六反26の1	令 7.10.31	令 10.10.30
京都山城総合医療センター	木津川市木津駅前1丁目27	〃	〃

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和7年12月19日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

- ア 除雪ドーザ（11トン級） 1台
- イ 除雪ドーザ（13トン級） 1台

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和8年11月30日（月）

(4) 納入場所

京都府除雪機械管理車庫（福知山市字牧）

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号（075）414-5429

ファクシミリ番号（075）414-5450

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月19日（月）まで（日曜日、土曜日、祝日、令和7年12月29日から令和7年12月31日まで及び令和8年1月2日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 入手方法

- ア 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
- イ やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、（1）の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和7年京都府告示第4号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「車両・船舶類」一小分類「自動車」

イ 大分類「車両・船舶類」一小分類「特殊車両」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確實に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

ア 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

イ 原則として、京都府ホームページ（<http://>

www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和8年1月9日（金）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和8年1月29日（木）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和8年1月30日（金）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和8年1月29日（木）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入蔵ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和8年1月30日（金）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア又はイに示す「除雪ドーザ(11トン級) 1台(税抜き)」又は「除雪ドーザ(13トン級) 1台(税抜き)」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のな

い者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりますして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。

ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約

保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

- (1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
 - a . Clearing snow dauzat (11t) 1 stand
 - b . Clearing snow dauzat (13t) 1 stand
- (2) Bidding method
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, December 19, 2025 to Monday, January 19, 2026 (except for Sundays, Saturdays, public holidays from December 29 to 31, 2025 and January 2, 2026)
- (4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday, January 29, 2026 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Friday, January 30, 2026
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by mail
5:00 PM on Thursday, January 29, 2026
- (6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Friday, January 30, 2026
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和7年12月19日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
除雪トラック 1台
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和9年3月25日（木）
- (4) 納入場所
京都府除雪機械管理車庫（福知山市字牧）

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5429

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月19日（月）まで（日曜日、土曜日、祝日、令和7年12月29日から令和7年12月31日まで及び令和8年1月2日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 入手方法

（ア）原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

（イ）やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、（1）の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167

条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の

<p>特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和7年京都府告示第4号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。</p> <p>ア 大分類「車両・船舶類」一小分類「自動車」 イ 大分類「車両・船舶類」一小分類「特殊車両」</p> <p>(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。</p> <p>(4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確實に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。</p> <p>4 入札参加資格の確認手続 入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。 なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出期間 2の(2)のアに同じ。</p> <p>(2) 提出方法 ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。 なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。 イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必ず着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。</p> <p>(3) 確認通知 入札参加資格の確認については、別途通知する。</p> <p>(4) その他 ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。 (ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先 2の(1)に同じ。 (イ) 原則として、京都府ホームページ（http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html）からダウ</p>	<p>ンロードすること。</p> <p>(ウ) 提出期限 令和8年1月9日（金）午後5時 なお、その後も隨時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。</p> <p>5 入札手続等 (1) 入札期間及び開札の日時等 ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間 令和8年1月29日（木）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和8年1月30日（金）午前8時30分から午前10時まで イ 郵送による場合の入札書の提出期限 令和8年1月29日（木）午後5時 ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等 (ア) 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入蔵ノ内町 京都府総務部入札課長 (イ) その他 入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。 エ 開札日時 令和8年1月30日（金）午前10時15分</p> <p>(2) 入札の方法 ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。 イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。 ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。</p> <p>(3) 入札書に記載する金額 入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「除雪トラック 1台（税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。 また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(4) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札 イ 申請書等を提出しなかった者のした入札 ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札</p>
--	---

- エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札
- カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりますして入札に参加した者のした入札
- キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札
- ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札
- ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札
- コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札
- サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
- シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札
- (5) 落札者の決定方法
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- 6 入札保証金
免除する。
- 7 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 8 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- 9 その他

- (1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- 10 Summary
- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
Clearing snow track 1 stand
- (2) Bidding method
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, December 19, 2025 to Monday, January 19, 2026 (except for Sundays, Saturdays, public holidays from December 29 to 31, 2025 and January 2, 2026)
- (4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday, January 29, 2026 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Friday, January 30, 2026
Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by mail
5:00 PM on Thursday, January 29, 2026
- (6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Friday, January 30, 2026
Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和7年12月19日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

令和8年度複写サービスに係る基本契約（70枚／分以上機、60枚／分以上機、40枚／分以上機）

(2) 仕様等

入札説明書及び令和8年度複写サービス仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書で示す京都府の各機関（本庁及び地方機関）

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号（075）414-5429

ファクシミリ番号（075）414-5450

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月21日（水）まで（日曜日、土曜日、祝日、令和7年12月29日から令和7年12月31日まで及び令和8年1月2日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 入手方法

（ア）原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

（イ）やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、（1）の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に

必要な資格等を定める告示（令和7年京都府告示第4号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「文具・事務機器類」一小分類「文房具・事務機器」

（3）4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

（4）国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人又は公立大学法人と直接締結した契約において、平成23年度以降に同種のほぼ同規模の業務を完了した実績を有すること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、（1）の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、（1）の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（（1）の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

（ア）資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

（イ）原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

（ウ）提出期限

令和8年1月9日（金）午後5時

なお、その後も隨時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和8年2月2日（月）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和8年2月3日（火）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和8年2月2日（月）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

（ア）提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
敷ノ内町

京都府総務部入札課長

（イ）その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和8年2月3日（火）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す複写サービス料金1枚当たりの単価(小数点以下第2位まで)及び契約期間を通じての総額の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否 要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 その他

(1) 1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）

に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

9 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased

Basic contract for fiscal year 2026 for copying service

Copy machine-type for copying more than 70 sheets per minute

Copy machine-type for copying more than 60 sheets per minute

Copy machine-type for copying more than 40 sheets per minute

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, December 19, 2025 to Wednesday, January 21, 2026 (except for Sundays, Saturdays, public holidays from December 29 to 31, 2025 and January 2, 2026)

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, February 2, 2026 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Tuesday, February 3, 2026

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Monday, February 2, 2026

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Tuesday, February 3, 2026

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和7年12月19日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量
京都府立洛南病院清掃業務 一式

- (2) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書のとおり

- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

- (4) 履行場所
京都府立洛南病院

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2番地
京都府立洛南病院事務部会計課

電話番号（0774）32-5900（代表）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月15日（木）まで（日曜日、土曜日、祝日、令和7年12月29日から令和7年12月31日まで及び令和8年1月2日を除く。）

イ 交付場所

（1）と同じ。

ウ 交付方法

交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に来院すること。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

令和8年1月7日（水）午前9時から

イ 場所

宇治市五ヶ庄広岡谷2番地

京都府立洛南病院本館2階会議室

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない者で、5に掲げる資格審査の項目について審査し、合格と判定されたものとする。

- (1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

(2) 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年度の4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

(3) 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 清掃業務について、次の実績を全て有すると認められる者以外の者

ア ビル管理等委託業務に係る競争入札に参加する

<p>者に必要な資格等を定めた告示（昭和53年京都府告示第129号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「清掃業務」に登録されているものであること。</p> <p>イ 建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録をいう。）を有する者</p> <p>ウ 病床数がおおむね200床以上の近畿圏内の病院（精神科）において、1の(1)に定める業務内容がほぼ同じである契約を締結し、令和5年4月1日以降において12箇月以上継続して履行した実績を有する者</p> <p>エ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たしている者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</p> <p>イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者</p> <p>ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者</p> <p>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者</p> <p>キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者</p> <p>(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者</p> <p>5 資格審査の項目</p> <p>4の一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するかの確認</p> <p>6 資格審査の申請手続</p> <p>資格審査を受けようとする者は、京都府立洛南病院長（以下「院長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。</p> <p>なお、提出した書類に關し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 申請書の交付</p> <p>ア 交付期間 2の(2)のアに同じ。</p> <p>イ 交付場所</p>	<p>2の(1)に同じ。</p> <p>ウ 交付方法</p> <p>(ア) 直接交付を受ける場合 交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に来院すること。</p> <p>(イ) 郵送により交付を受ける場合 交付場所宛てに返信用切手320円分を貼付の上、送付先を明記した角形2号封筒を同封の上、申し込むこと。</p> <p>(2) 申請書の提出期間等</p> <p>ア 提出期間 令和8年1月9日（金）から令和8年1月15日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）</p> <p>イ 提出場所 2の(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法 提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に提出すること。</p> <p>(3) 添付資料</p> <p>申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。</p> <p>ア 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書</p> <p>イ 消費税及び地方消費税の納税証明書</p> <p>ウ 法人にあっては審査基準日の直前2営業年度分に係る財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）、個人にあっては審査基準日の直前2営業年度分に係る所得税の確定申告書の写し</p> <p>エ 4の(4)に該当しないことを証明する書類</p> <p>オ 4の(5)及び(6)に該当しない旨の誓約書</p> <p>カ 権限を営業所長等に委任する場合には、法人にあっては委任状、個人にあっては委任状及び受任者の身分証明書</p> <p>(4) 資料等の提出</p> <p>申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公平を図るために、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。</p> <p>(5) 提出書類の作成に用いる言語</p> <p>提出書類は、日本語及び日本国通貨で作成するものとする。</p> <p>なお、外国貨幣を換算する場合については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。</p> <p>(6) その他</p> <p>申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。</p> <p>7 資格審査結果の通知</p> <p>資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。</p> <p>8 参加資格を有する者の名簿への登載</p> <p>資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立洛南病院清掃業務に係る一般競争入札参</p>
--	---

加資格認定名簿に登載される。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和8年3月31日までとする。

10 変更届

申請書等を提出した者（8の名簿に登載されなかつた者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を院長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

11 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3並びに4の(1)、(5)及び(6)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると院長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継した法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他院長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

12 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なもの提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の

行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

13 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和8年1月30日（金）午前9時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和8年1月27日（火）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 委託契約は月額契約であり、かつ、36箇月間の長期継続契約であるため、入札書に記載する金額は、月額の契約希望金額の110分の100に相当する額を36倍した金額とすること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、この入札に係る落札者の決定は、令和8年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和8年4月1日付けで行うこととする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否
要する。

14 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

16 入札の執行

この入札に係る令和8年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

17 その他

- (1) この入札の実施については、1から16までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 令和8年度以降の府の歳入歳出予定において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。
- (3) 詳細は、入札説明書による。
- (4) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することができる。

18 Summary

(1) Main content of contract:

Cleaning service for the Kyoto Prefectural Rakunan Hospital

(2) Contract period:

From 1, April 2026 to 31, March 2029

(3) Period for submission of application documents for qualification confirmation:

From 9:00 a.m. to 4:00 p.m. (except time slot from noon to 1:00 p.m.) from Friday 9, January 2026 to Thursday 15, January 2026

(4) The time, date and place for the opening of tender:

9:00 a.m. Friday 30, January 2026

Meeting room, 2nd Floor, Kyoto Prefectural Rakunan Hospital

2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto, Japan

(5) Time-limit for tender by mail:

Tuesday 27, January 2026

(6) Contact point for the notice:

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Rakunan Hospital

2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto 611-0011, Japan

TEL: (0774) 32-5900



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和7年12月19日

京都府知事 西脇 隆俊

1(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社グリーンランド京北

代表取締役 金岡 秀享

京都市南区上鳥羽馬廻町25番地

2(2) 林地開発行為の目的

建設残土処分

3(3) 林地開発行為をしようとする区域

京都市右京区京北細野町北谷30番ほか（次の図のとおり）

4(4) 林地開発行為をしようとする区域の面積

10.6ヘクタール

5(5) 期間

令和8年4月21日から令和11年4月20日まで

6(6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有

7(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
交通量の増加	開発区域から国道162号に至るまでの市道余野線（次の図のとおり）	運搬車両の通行時間帯は午前8時30分から午後5時30分までとし、日曜日及び祝日の通行はしない（緊急時を除く。）。

		<p>運搬車両の走行速度は時速30km以下とし、居住区（庵ヶ谷地区）の通行に当たっては、時速20km以下を遵守する。</p> <p>市道余野線の離合可能な箇所に、ナンバー入り看板を設置し、一般通行車両の支障となるよう無線連絡により、運搬車両間で離合待機指示を行う。</p> <p>運搬車両が1日50台を超える場合は、事前に北谷開発協議会に書面（FAX）で報告の上、交通誘導員を国道162号から市道余野線への入口と現場の出入口に配置する。</p> <p>土砂搬入の規制時期（あゆ漁期、観光時期、農繁期、冬期等）については、北谷開発協議会と協議の上、決定する。</p> <p>作業用車両の駐車はしない。</p>			<p>水質検査を少なくとも年1回実施し、その結果を北谷開発協議会に報告する。</p> <p>万が一、水質検査の結果、当社の残土処分地を原因とする水質悪化が確認された場合は、直ちに土砂の搬入を停止し、北谷開発協議会と協議の上、速やかに対応を行う。</p> <p>河川の清掃を少なくとも1年に1回実施する。</p>
周辺道路の汚れ・損傷	開発区域から国道162号に至るまでの市道余野線（次の図のとおり）	<p>運搬車両のタイヤに付着した汚れは、タイヤ洗い場で洗浄し、土砂の持ち出しを最小限に抑える。</p> <p>万一土砂が出た場合は、散水車等により速やかに清掃作業を行う。</p> <p>道路の清掃を少なくとも毎月1回実施するほか、必要に応じて適宜実施する。</p> <p>道路の破損が発生した場合は、北谷開発協議会及び道路管理者と協議の上、速やかに修復を行う。</p> <p>タバコ、ゴミ等のポイ捨ての禁止を徹底する。</p>	濁水の発生	開発区域から国道162号に至るまでの細野川（次の図のとおり）	<p>場内最下流部に沈砂池（調節池兼用）を設置し、場内の排水は、全て集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。</p> <p>堆積土砂を定期的に除去し、沈砂池（調節池兼用）の容量を確保する。</p> <p>大雨注意報又は警報が発令された場合における雨天時の作業を中止する（災害対応等、緊急時の作業は除く。）。</p>
下流河川の水質への影響	開発区域から国道162号に至るまでの細野川（次の図のとおり）	<p>受け入れる残土については、事前に排出場所の調査を行い、工場跡地等土壤汚染のおそれがある場合は、排出業者から土壤分析表を提出させ、土壤汚染が確認された場合は、北谷開発協議会と協議の上、搬入しない。</p>	河川水量の増加	〃	<p>場内最下流部に調節池を設置し、場内の排水は全て調節池に集水し、流量調整後に場外に排水する。</p> <p>堆積土砂を定期的に除去し、調節池の容量を確保する。</p>

(8) 縦覧場所

- ア 京都府京都林務事務所治山課
京都市上京区中立売通小川東入三丁町449
- イ 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
- ウ 京都市産業観光局農林振興室
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
- エ 株式会社グリーンランド京北
京都市南区上鳥羽馬廻町25番地

(9) 縦覧期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月19日（月）まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

- ア 提出期間
令和7年12月19日（金）から令和8年1月19日（月）まで
- イ 提出先

<p>〒602-0915 京都市上京区中立売通小川東入三丁町449 京都府京都林務事務所治山課 (「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)</p> <p>2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 小西商事株式会社 代表取締役 小西 直樹 舞鶴市字魚屋38番地</p> <p>(2) 林地開発行為の目的 土石の採掘（採石）</p> <p>(3) 林地開発行為をしようとする区域 舞鶴市字余部上小字奥山10252番1ほか（次の図のとおり）</p> <p>(4) 林地開発行為をしようとする区域の面積 41.0ヘクタール</p> <p>(5) 期間 ア 林地開発行為を行う期間 令和8年7月3日から令和13年7月2日まで イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間 昭和30年5月から令和20年6月まで</p> <p>(6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無 有</p> <p>(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置</p>	<p>騒音の発生 舞鶴市字上安、字余部上、字清道の一部範囲（次の図のとおり）</p> <p>河川水量の増加及び濁水の発生 開発区域から舞鶴市字余部上の一部範囲（次の図のとおり）</p> <p>土砂の流出</p>	<p>開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺への影響を緩和する。 重機の不要な運転を行わないとともに、時間を定めて作業を行う。 発破は、午前8時30分から午後5時までの間に行う。</p> <p>開発区域から舞鶴市字余部上の一部範囲（次の図のとおり） 沈砂容量を確保した防災池及び沈殿池を設置し、場内の排水は、泥を沈下させた後に場外に排水し、下流河川の濁水の発生を防止する。 防災池及び沈殿池を設置して、場内の雨水を流入させる。防災池の雨水は、晴天時にポンプにより排水する。</p> <p>沈殿池の機能が損なわれないように、堆積した土砂を定期的に除去する。</p>									
<p>(8) 縦覧場所 ア 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課 舞鶴市字浜2020番地 イ 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 ウ 舞鶴市産業振興部農林課 舞鶴市字北吸1044番地 エ 小西商事株式会社 舞鶴市字魚屋38番地</p> <p>(9) 縦覧期間 令和7年12月19日（金）から令和8年1月19日（月）まで</p> <p>(10) 意見書の提出期間及び提出先 ア 提出期間 令和7年12月19日（金）から令和8年1月19日（月）まで イ 提出先 〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課 (「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)</p>											
<p>おそれの種類 おそれがある範囲 おそれを減じるための措置</p> <table border="1"> <tr> <td>交通量の増加</td> <td>舞鶴市字余部上地内に存する国道27号（次の図のとおり）</td> <td>運搬車両の通行速度を時速50km以下とし、安全の確保に努める。 場内への出入りの際は、安全運転に留意するよう車両運転手への指導を徹底する。</td> </tr> <tr> <td>周辺道路の汚れの発生</td> <td>〃</td> <td>開発区域の出入口付近にタイヤ洗い場を設置するとともに、アスファルト舗装を施し、国道の汚れを抑制する。 国道の汚れが発生した場合には、散水し清掃を行う。</td> </tr> <tr> <td>場内からの粉じん及び土ぼこりの発生</td> <td>舞鶴市字上安、字余部上、字清道の一部範囲（次の図のとおり）</td> <td>開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺への影響を緩和する。 ダンプトラック等の通行による土ぼこりが発生するおそれがある場合は、場内に散水を行う。</td> </tr> </table>			交通量の増加	舞鶴市字余部上地内に存する国道27号（次の図のとおり）	運搬車両の通行速度を時速50km以下とし、安全の確保に努める。 場内への出入りの際は、安全運転に留意するよう車両運転手への指導を徹底する。	周辺道路の汚れの発生	〃	開発区域の出入口付近にタイヤ洗い場を設置するとともに、アスファルト舗装を施し、国道の汚れを抑制する。 国道の汚れが発生した場合には、散水し清掃を行う。	場内からの粉じん及び土ぼこりの発生	舞鶴市字上安、字余部上、字清道の一部範囲（次の図のとおり）	開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺への影響を緩和する。 ダンプトラック等の通行による土ぼこりが発生するおそれがある場合は、場内に散水を行う。
交通量の増加	舞鶴市字余部上地内に存する国道27号（次の図のとおり）	運搬車両の通行速度を時速50km以下とし、安全の確保に努める。 場内への出入りの際は、安全運転に留意するよう車両運転手への指導を徹底する。									
周辺道路の汚れの発生	〃	開発区域の出入口付近にタイヤ洗い場を設置するとともに、アスファルト舗装を施し、国道の汚れを抑制する。 国道の汚れが発生した場合には、散水し清掃を行う。									
場内からの粉じん及び土ぼこりの発生	舞鶴市字上安、字余部上、字清道の一部範囲（次の図のとおり）	開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺への影響を緩和する。 ダンプトラック等の通行による土ぼこりが発生するおそれがある場合は、場内に散水を行う。									

綾部市から綾部都市計画駐車場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府中丹東土木事務所において縦覧に供する。

令和7年12月19日

京都府知事 西脇 隆俊



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年12月19日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
第2工区
城陽市寺田丁子口92の1、98の5、98の12
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市左京区上高野上荒町2の3
株式会社大林工務店

監査委員

7年監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和7年度に執行した監査の結果（令和7年11月28日監査委員会議決定分）を次のとおり公表する。

令和7年12月19日

京都府監査委員 能勢 昌博
同 藤山 裕紀子
同 森 敏行
同 橋本 幸三

1 監査の種類、実施方法等

京都府監査基準に準拠し、令和7年度監査計画に基づいて、次のとおり監査を実施した。

(1) 種類、対象

① 財務監査（定期監査）

令和6年度分（一部監査日までに実施された令和7年度分を含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

② 行政監査（定期監査）

令和6年度分（一部監査日までに実施された令和7年度分を含む。）の事務の執行

③ 財政的援助団体等監査

京都府が次のアからウまでのとおり、財政的援助を与えているものの出納その他当該財政的援助に係る事務の執行

ア 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）

イ 公の施設の指定管理者

ウ 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体）

④ 工事監査

令和6年度に完成した重要構造物、防災、耐震化・長寿命化等の大規模工事から選定した箇所における工事に関する事務の執行

(2) 実施方法

監査委員が、監査対象機関の長等から説明を聴取し、質疑を行って総合的に審査する「実地監査」及び監査委員事務局職員による事前調査の結果に基づいて審査する「書面監査」により実施する。

(3) 実施方針

① 監査等の着眼点

ア 合規性・正確性の確保

イ 経済性（Economy）・効率性（Efficiency）・有効性（Effectiveness）の観点（3E（スリーイー））の重視

② 共通的・制度的課題の検出

③ 監査結果の実効性の確保

④ 質の高い監査の実施

<令和7年度重点項目監査>

・行政財産使用料等の取扱いについて

・毒物及び劇物の取扱いについて

2 監査の実施状況

京都府監査実施要領に基づき、令和7年9月から11月までの間に、知事部局26箇所、教育委員会8箇所、警察本部7箇所の合計41箇所を対象として定期監査を、工事の執行4箇所を対象として工事監査を、指定管理団体1箇所を対象として財政的援助団体等監査をそれぞれ実施した。

また、令和7年10月から11月までの間に、本庁等の会計事務に係る月例点検を実施した。

なお、詳細は、別表のとおりである。

3 監査の結果

令和7年10月31日に開催した監査委員会議において、指摘事項1件及び要望事項2件を、次のとおり決定した。

（注）監査結果の区分は、次のとおりである。

「指摘事項」とは、次のいずれかに該当する事項で、是正又は改善を求めるもの

① 法令等に違反していると認められる事項

② 損害が生じていると認められる事項

③ 事務の執行が適正を欠くと認められる事項

④ 前回の指摘事項等について適切な措置がされていないと認められる事項

「要望事項」とは、次のいずれかに該当する事項で、改善の要望を行うもの

① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要であると認められる事項

② 事務の執行について、改善が必要であると認められる事項

(1) 指摘事項の内容

内容等		監査対象機関
支 出	小修繕工事において請負代金を過少 に支払っていたもの	南丹土木事務所

なお、上記より程度が軽微なものうち、特に文書による指導が望ましいものとして1件を注意事項とした。

(2) 要望事項の内容

内容等		監査対象機関
委託事業の管理及び成果の確認について改善すべき点が認められたもの	<p>委託事業について、事業開始前に、受託事業者から契約で定める事業計画の提出がなく、府も承認を行っていないかった。また、事業完了後も、業務完了報告書に実施日数や利用者数等の事業実績の添付がなかったが、府も提出を求めていなかった。</p> <p>このため、事業を進める上で必要な事項を整理した上で事業計画・実績報告の提出を求め、事業内容の把握と成果の確認・検証を行い、より効果的な事業となるよう取り組んでいただきたい。</p>	スポーツ振興課
委託事業の有効性の観点から改善の余地があるもの	<p>実技講習の委託事業について、数年間にわたり受講者の実績がない中、同じ事業内容で府と受託事業者との間で委託契約が継続されていた。</p> <p>このため、毎年度の実績を踏まえた事業内容や契約の仕様となるよう検討するとともに、実技講習の情報を対象者に届けるための広報も工夫するなど、より効果的な事業となるよう取り組んでいただきたい。</p>	こども・子育て総合支援室

(別表)

監査対象機関	実地監査日	事務局調査日
精神保健福祉総合センター	令和7年11月20日	令和7年11月13日
福知山児童相談所	令和7年11月12日	令和7年9月30日
府立看護学校	令和7年11月25日	令和7年9月19日
府立福知山高等技術専門校	令和7年11月25日	令和7年10月8日
丹後家畜保健衛生所	令和7年11月25日	令和7年9月25日
公営企業管理事務所	令和7年11月25日	令和7年9月16日
南丹広域振興局	令和7年10月6日	令和7年9月16日・ 17日・18日
南丹土地改良事務所		
南丹農業改良普及センター		
南丹保健所	令和7年9月18日	令和7年9月4日・ 5日
南丹土木事務所		
中丹広域振興局	令和7年11月6日	令和7年9月30日、 10月1日・7日・16日
中丹土地改良事務所		
中丹東農業改良普及センター		
中丹西農業改良普及センター		
中丹西保健所		
中丹東保健所	令和7年10月10日	令和7年10月7日・ 8日
中丹東土木事務所		
中丹西土木事務所		
丹後広域振興局	令和7年11月26日	令和7年9月2日・ 3日・26日
丹後土地改良事務所		
丹後農業改良普及センター		
丹後保健所		
丹後土木事務所		
乙訓教育局	令和7年10月23日	令和7年9月26日
総合教育センター	令和7年11月20日	令和7年11月14日
府立乙訓高等学校	令和7年10月23日	令和7年9月2日
府立亀岡高等学校	令和7年10月27日	令和7年10月10日
府立工業高等学校	令和7年11月25日	令和7年9月30日

府立峰山高等学校	令和7年11月25日	令和7年9月19日	
府立聾学校	令和7年11月7日	令和7年9月25日	
府立八幡支援学校	令和7年10月15日	令和7年10月3日	
田辺警察署	令和7年10月15日	令和7年9月11日	
宇治児童相談所		令和7年11月12日	
府営水道事務所		令和7年11月19日	
下京警察署		令和7年10月17日	
南警察署		令和7年11月18日	
西京警察署		令和7年10月24日	
舞鶴警察署		令和7年11月26日	
宮津警察署		令和7年11月26日	
京丹後警察署		令和7年11月26日	
丹後土木事務所（網野 岩滝線(外村バイパス) 民安関連道路新設改良 工事）		令和7年9月11日	
南丹土木事務所（桂川 (亀岡) 広域河川改修 (加速化1級・防災安 全) 工事）		令和7年9月5日	
中丹東土木事務所（下 倉川災害関連緊急砂防 工事）		令和7年10月8日	
中丹広域振興局（府営 農村地域防災減災事業 川北奥池地区ため池改 修工事）		令和7年10月1日	
国家公務員共済組合連 合会（府立舞鶴こども 療育センターの指定管 理者）		令和7年11月7日	
会計事務月例点検 (本庁分)		令和7年10月27日	
		令和7年11月21日	